

胎児の父親の同意は必要か  
母体保護法の「配偶者同意」への産婦人科医の眼差し

菅野摂子（東京科学大学）

母体保護法における「配偶者同意」は、女性のSRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ）を侵害するとして、女性差別撤廃委員会（CEDAW 委員会）から、かねてより是正勧告が出されており、世界的に見ても人工妊娠中絶に「配偶者同意」を必要としている国は日本も含めて10か国<sup>注1</sup>にとどまっている。「配偶者同意」ができた経緯については、大橋由香子が2022年3月16日の参議院法務委員会会議録に「配偶者の同意を必要とする規定を設けた趣旨は婚姻関係を保護することにある」との簡単な記録があったとしつつ、配偶者の定義すら不明確なまま、まちまちな解釈で女性を苦しめてきた、という角田由紀子弁護士の訴えを示す（大橋2022）。他方で、筆者らによる調査<sup>注2</sup>では、配偶者の同意について部分的であれ賛同する産婦人科医が複数いた。胎児の父の意思が考慮されないことへの躊躇とも受け取れるこうした意見がある一方で、同意を取らないと妊娠継続を望む配偶者から身を守れないと吐露する医師もいた。

また、中絶は手術なので手術の同意を取るのは医療行為を行う者として当然である、と述べた医師もあり、医療行為としてのルールを重視する態度も見られた。ただし、薬物を使った中絶の場合には、服薬で交わされるのは服薬指導料を支払うことへの同意であるため、中絶薬の服薬に対する同意は陳腐である、という感覚が共有される可能性がある。

ガブリエル・ブレアは著書『射精責任』において、妊娠の責任主体として男性を指定しており、妊娠の＜同意＞は最終的には責任ある射精をするか否かの男性の態度にかかっていると主張する。さらにブレアは同書で育児への父親参加にも言及していることから、胎児の父親としての責任を射精まで遡って追及している。その背景には家族形成の始期としての妊娠期への眼差しがあると思われる。産婦人科医および産婦人科医の職能団体である日本産婦人科医会／日本産科婦人科学会の夫婦および家族のイメージから検証していく。妊娠前からのプレコンセプションケアの重要性が主張されるなか、家族の始まりは、少なくとも医療において前倒しになっている。批判されながらも、削除されずに継続している（母体保護法の）「配偶者同意」を家族形成の始期と捉えることで、SRHR への侵害という「配偶者同意」への批判的文脈を多層化する。

注1 赤道ギニアは、1991年の中絶法 Ley Núm. 1/1.991, de fecha 4 de Abril, por la que se Regula el Aborto において「夫や後見人の反対があった場合、医師は司法当局に報告し、必要な措置を講じる」とされていることから、配偶者同意が義務付けられているわけではないが、要件と解釈し得るため、赤道ギニアを入れて11か国と報じられることが多い。

注2 本稿で参照する産婦人科医への調査は、2021年3月から2023年3月までに実施した13名の産婦人科医へのインタビュー調査である。平均年齢は52.5歳±23、女性8名（51歳±20歳）、男性5名（55歳±26.8）である。なおこの調査は、科研費研究20H04449によるものである。

文献

大橋由香子 2022 『『安全な中絶』とリプロダクティブ・ヘルス&ライツ—母体保護法の配偶者同意と経口中絶薬—』『国際女性』No.36

キーワード：配偶者同意、母体保護法、産婦人科医